

令和7年度

南部町商工業事業者販売促進事業費補助金のお知らせ

販売促進事業

最大15万円(助成率3/5)

DX等対応事業

最大30万円(助成率3/5)

申請期間:令和7年4月1日(火)～
令和8年2月27日(金)

南部町内の商工業事業者が行う**販売促進やDX化**に資する経費の一部を助成します。



例1 パンフレットや配布
チラシを作成したい。



例2 店舗前に看板を
設置したい。



例3 新規顧客獲得のため、ホームページを
作成したい。

対象者

主たる事業所が町内にある小規模事業者又は中小企業者であり、町税の滞納がないほか、次のいずれかに該当すること。

- (1) 個人事業主にあつては、当該事業の代表者が町内に居住し、南部町の住民基本台帳に記載されていること。
- (2) 法人にあつては、町内を本店所在地とした法人登記が行われていること。

対象経費

- (1) 販売促進事業費(例:チラシ、パンフレット、カタログ、看板、のぼり旗、横断幕、新聞広告、情報誌広告掲載費、新聞折り込み手数料、インターネット広告、展示会出展費)
- (2) DX等対応事業(例:ソフトウェアの新規導入・更新経費、ソフトウェアの導入・更新に伴い必要となるパソコン等の購入、電子決済システム等の新規導入・更新ホームページ新規作成・更新・情報追加)

※DX等対応事業は、令和4～6年度の間に補助を受けた事業者は申請することができません。
販売促進事業は、令和6年度に補助を受けた事業者でも申請することができます。

注意事項

- (1) 補助対象経費は、令和7年4月1日以降に支払ったもので、令和8年2月28日までに支払が完了するものが対象です。
- (2) 販売促進事業とDX等対応事業の申請は、どちらか1つの事業となります。併用はできません。
- (3) 本紙記載の内容は事業の概要です。詳細はホームページに掲載の内容を必ずご確認ください。

【問合せ先】

〒039-0592 南部町大字平字広場28-1 南部町役場商工観光課

TEL:0178-38-5965 FAX:0178-38-5985

ホームページ:<https://www.town.aomori-nanbu.lg.jp/page/1451.html>

